

	件名（標題）	課題（現状）	解決に向けた方策案など	市の施策として取り組むべき課題と考える理由	区
1	65歳までセルフプランの方が抱える課題	＜65歳問題＞ これまではセルフプランで障がい福祉サービスを利用し生活をされていた方が65歳になり介護保険サービスを利用することになった場合、介護保険サービス内では賄えない場合、障がい福祉サービスを併用することになる。それを相談員のついでいないセルフプランだった方は自身で対応しきれず、またこれまで本人のこと、および障がい特性を把握しきれていないケアマネも対応しきれず、本人がこれまでの生活を維持できなくなる状況がある。	65歳までに障がい福祉サービスを利用してセルフプランの方は、介護保険利用年齢に到達というライフステージの変わる65歳時に、これまでの生活が維持できなくなるということがないように、必要に応じて事前に計画相談がつくなど働きかけが必要であり、そもそも計画相談の達成率を上げるよう相談支援体制の充実を図らなければならない。	65歳という法制度やサービスが変わるタイミングで、セルフプランになっていた方が、その後もこれまでの生活が維持できるよう必要に応じて事前に相談員がついて本人と一緒に考えていくことができるよう、計画相談の達成率を上げる市としての早急の対策が必要と考える。	都島区
2	相談員および相談事業所の早急な増加の必要性について	相談支援専門員になるための初任者研修が年３回だけと少なく受講できない場合がある。加えて「実務経験」が最低５年必要であったり、専門員の資格を取っても確実に既存の相談支援事業所に増員されたり、新規相談事業所立ち上げにつながらっていないと考えられる現状がある。	相談支援専門員の増加および新規事業所開設の増加につながる補助金の整備等、早急な対策が必要である。	大阪市では未だに計画相談支援を利用せずセルフプランの利用者が多くいる現状がある。敢えて計画相談支援を使っていないわけではなく相談員が足りていないための結果であると考えたと相談支援専門員増加のための方策を考えなければならない。	都島区
3	障がい福祉サービスと介護保険制度の併用ケースにおける計画相談員とケアマネジャーの利用、連携について	障がい者の高齢化に伴い、障がい福祉サービスと介護保険制度と併用するケースが増えてきており、基幹相談支援センターへのケアマネジャーからの相談も増えている。その都度対応はしているが、ケアマネジャーによって知識や認識、理解にも差が出てきており、ケアマネジャーが計画相談員にプラン調整を全面的に任せ、うまく連携できないケースも見受けられる。	引き続き、制度の違いやサービスについて、計画相談員とケアマネジャーとの連携や役割分担などについては研修会や手引き等を通じて、伝えていくが、今までと同じ周知方法では難しいと感じる。 ケアマネジャーが障がい高齢者を受けにくくなっている理由が、障がい状況で難しい個別ケースが増えているのか、ケアマネジャーの力量で対応が難しいのか、全体的に障がい高齢者の人数が増えているからか等、きちんと現状を市全体として把握し、原因を突き止めてして欲しい。	それぞれの区で多少の差はあるが、研修等で計画相談員とケアマネジャーの連携を深めているが、区によって判断に差もあり、計画相談員やケアマネジャーの個々の力量だけでは今後さらに支えて行くことが難しくなってくると感じる。区単位ではなく、大阪市全体として状況を把握し、対策を考えてもらう必要があるため。	此花区
4	相談支援基盤の大幅な拡充について	市では指定相談支援事業所数は一定増えているものの、セルフプラン利用者がまだ50%近く（約２万人）も残っており、各区では虐待対応や緊急対応が必要とされるケースや、8050問題・介護保険併給など複雑な課題への対応も増えているが、指定相談事業所は相談員１人事業所が多いため、対応件数をこれ以上増やすことができず、相談支援が追いつかない状況に陥っており、このままでは相談支援の基盤が危うい状態となっている。	重度化・高齢化に伴う様々な困難事例への対応が急務となる中、相談支援基盤を大幅に拡充していくための方策が待ったなしで必要である。とりわけ「相談員１人事業所」が相談員を複数配置して安定した運営に移行できるよう様々な支援策を講じるとともに、指定相談事業所が「拠点機能」を担い様々な困難事例にも対応できるよう育成していくための支援策を講じることが必要である。また国に対しても次期報酬改定に向けて、報酬の増額をはじめ１人事業所に対する支援策や困難事例への対応加算の創設をしっかりと求めていくことが必要である。	相談支援基盤の厳しい状況はどの地域にも共通したものと考えられるが、大阪市では特に地域で暮らす重度障害者が多く、相談支援では複雑なケアプラン作成・多岐に渡る事業所調整など、独自の困難さがあるため、国に重度障害者対応等への保障を求めながらも、市独自でも１人事業所への支援策等、様々な対策を打ち出し、基盤を底上げしていくことが必要である。	住吉区
5	8050問題等での緊急ケースへの対応について	区内ではこの間、8050世帯（高齢＋障がいの世帯）で親が死亡・入院・入所することによって、残された障がい者が生活困難となる事例が複数発生している。市でＲ２年から設けられている緊急時支援事業や緊急一時保護事業について、今となっては区や支援機関の間でも十分共有できておらず、対応に齟齬が生じる場合もあるため、改めて周知し共有しておく必要がある。	8050世帯等での親の死亡・入院・入所により支援者が急に不在となった場合は、「緊急ケース」として残された障がい者に対して、区と支援機関が直ちに連携して対応することや、緊急事態の発生日・時間帯やその状況によって、緊急時支援事業、特例介護給付、緊急一時保護事業のいずれによって対応すべきかを、区、相談支援等に改めてわかりやすく周知・啓発しておくことが必要。	8050世帯等での緊急ケースは今後ますます増えてくると考えられるが、残された障がい者への対応が決して遅れることのないよう、緊急事態発生時から即時に連携して対応することが求められるため、改めて市として全区に周知しておくことが必要である。	住吉区

● 関係機関との連携

	件名（標題）	課題（現状）	解決に向けた方策案など	市の施策として取り組むべき課題と考える理由	区
6	教育と福祉の連携について	・連携の必要性について学校側の認識が乏しく、課題の共有が難しい。 ・学校での過ごし方を確認するために訪問の調整をするが、学校側の都合で調整がつかなかったり、訪問そのものを拒まれる傾向にある。 ・校長の人事異動により、医療的ケアなどこれまでの対応方法が変わってしまうことがある。 ・教員によっては福祉教育に対する認識の低さが見られる。	・教育関係者が障がいに対する理解を深められるよう、福祉と教育の双方が協力関係を構築していく必要がある。そのために連携できる会議の場の設定が必要と考える。	・教育と福祉双方の課題を把握し、共に有機的に連携できるような体制整備が必要と考える。	淀川区
7	介護保険と障がい福祉サービスの併給について	障がい者が介護保険の対象となった場合、「介護保険優先」の原則により、従来の障がい福祉サービスが受けられなくなったり、サービス水準が引き下がる等のトラブルが発生する場合がある。また短期間での介護保険への移行が難しいケースであっても、ケアマネジャーは早期に移行を進める必要に迫られるため、結果的に本人のペースに合わせられず無理に移行を進めていくケースもある。介護保険との併給に際して、当事者を不安にさせたり不都合を生じさせたりしないよう、一人一人の状況に合わせた留意点やポイントを明確化し共有しておく必要がある。	介護保険の併給に際しては、本人のこれまでの生活パターンやサービス利用状況、本人の意向をしっかりと確認の上、介護保険では従来通りのサービス利用が難しい場合は、これまで利用してきた障がい福祉サービスを継続することや上乘せも可能であることを、区、ケアマネジャー、相談支援専門員がしっかりと共有しながら連携していくことが必要である。当事者を不安にさせたり不都合を生じさせたりすることのないよう、特にトラブルが発生しやすい訪問系・日中系サービスの利用、費用負担・償還払い等について、市としての考え方を整理し、市ＨＰに資料掲載して認識を共有するとともに、区各担当、ケアマネ、相談支援専門員にわかりやすく伝える研修を充実する必要がある。	介護保険の併給について、厚労省の通知はまだまだ曖昧であり、個々の判断は市町村任せとされていることから、また介護保険と障がい福祉担当の連携が十分できていないことから、当事者、区介護保険・障がい福祉担当、ケアマネジャー、相談支援専門員に対して、市として各サービスの併給課題についての考え方や支給決定の流れをまとめ、市全体で認識と対応を統一していく必要がある。	住吉区
8	セルフプランの利用者が介護保険対象となった場合の課題について	障がい者が65歳を迎え介護保険の対象となった時、これまでセルフプランだった利用者は、いきなりケアマネジャーとプラン作成や事業者調整のやりとりをすることになるが、介護保険がこれまでの障がい施策と異なることから、介護保険を利用することへの本人の不安が高じたり、サービス利用調整や事業所探し等の移行調整が難航し、サービス利用に支障をきたす場合がある。	セルフプラン利用者の内、特に65歳になる前（63～64歳）の方の障がい福祉サービスの利用状況について事前に把握し、とりわけ介護保険併給で課題が発生する可能性のある訪問系・日中系サービス等の利用者に対して、市・区から計画相談支援の利用を積極的に勧奨するなど相談支援事業につなげ、介護保険対象となる際に相談支援専門員とケアマネジャーが確実に連携できるようにしておく仕組みを設けることが必要である。	セルフプラン利用者の場合、介護保険利用に際してケアマネジャーがいきなり関与することになり、サービス利用調整や事業所調整がスムーズに行かず、トラブルが発生する場合があるため、市としてそうしたトラブルを回避する具体的な仕組みを設けておく必要がある。	住吉区

● ケア会議

	件名（標題）	課題（現状）	解決に向けた方策案など	市の施策として取り組むべき課題と考える理由	区
9	「つながる場」の強化に向けた対応について	大阪市の「総合的な相談支援体制の充実事業」（つながる場）について、この間、区でなかなか「つながる場」を開催してもらえず、対応が遅れる状況があったため、改めて認識を共有しておく必要がある。	「つながる場」開催に至らないケースが多いことから、市で「つながる場」開催に至らなかった事例と不開催の理由を集約・分析し、区や担当によって違いが生じないよう、市が考え方をまとめて全区に周知・助言しスキルアップを図る必要がある。また、今年6月の区長会議で「つながる場の毎月開催」も提起されていることから、毎月開催によりこの間の事例の情報共有や検証、緊急時支援や制度利用の学習等で有効に活用するよう区に助言すること。 来年度から障がいケース会議が法定化されることにより「つながる場」として活用できるようになることから、今年度内の早い段階で全区に変更内容を周知し、要綱改定等の準備を確実に進めておくことが必要である。	「つながる場」は各担当が一堂に会して連携して支援・対応できる良い仕組みであるが、区によって認識や対応にばらつきが生じていることから、どの区においても速やかに開催され、連携した支援が可能となるよう、市からの働きかけを強化していくことが必要。	住吉区

● 虐待対応

	件名（標題）	課題（現状）	解決に向けた方策案など	市の施策として取り組むべき課題と考える理由	区
10	障がい者施設等での障害者虐待防止について	障がい者の虐待防止に向けて、虐待防止研修の実施や、虐待防止の啓発がなされていると言うものの、入所施設等での虐待事案がニュース報道等で後を絶たない。	根本的に障がい者虐待を無くしていく方策が必要である。	障がい者支援施設等で障がい者虐待のニュース報道なされる事案が後を絶たないため、市として入所施設の計画相談達成率を早く上げるとともに、必ず外部の法人事業所による計画相談がなされるようにしたり、もっと外部の目が入るような方策を構築し、また支援者不足を解消するような方策を検討する必要があると考える。	都島区
11	障がい者虐待に認定されないケースについて	大阪市の障がい者虐待の通報件数に対して虐待認定件数がかなり少なく、養護者による虐待で、養護者と認められていない件数が非常に多い。	大阪市として虐待認定されないケースの分析をしたり、養護者の定義があいまいなため、定義を明確にする必要がある。	大阪市として虐待認定されないケースの分析や、養護者の定義を明確にする必要があるため。	都島区
12	虐待防止及び対応の意識啓発について	障がい者虐待について、養護者の定義が狭く捉えることもできるなど曖昧であり、養護者等の定義に当てはまらないため認定されなかった事例が年間460件と非常に多くっており、区や支援機関との連携にも支障をきたしている。また各区の担当も、少ない情報と時間で事実確認をして判断するため大きな負担があり、またサービス事業者や支援機関での虐待防止の視点と気づきのバックアップについても、相談支援事業所任せの面があるため、事業所・支援機関全体の虐待防止の意識向上の取組が必要となっている。	各区で虐待認定されなかった事例を市で集約し、養護者の定義について幅広く捉えられるよう、事例と合わせて市の考え方をわかりやすく示すことや、たとえ養護者虐待として認定されない事例であっても、虐待が疑われる場合は解決に至るまでの間、区や各支援機関が連携できるよう周知啓発し、対応を統一することが必要である。また虐待対応の啓発研修、事例を含めた研修会について、行政や基幹センター以外のサービス事業者や支援機関も含めて実施し、虐待対応・防止の意識とスキルを上げていくとともに、虐待ケースの見極めと判断のために、区で「虐待担当と障がい担当が連携対応する仕組み」を作ることや、受け皿確保、連携体制の整備を進めることが必要。	大阪市は警察からの虐待通報が多い中、各区では担当レベルで対応せざるを得ない状況となっており、虐待認定率は5～6%と非常に低い状態が続いている。市として各区での「虐待認定なし」と判断された事例の集約と分析を行い、虐待対応の課題について詳細に把握するところから、全区の虐待対応力の向上、体制整備等を進め、市域全体で仕組みを強化していく必要がある。	住吉区